

平成 25 年第 2 回定例会総務委員会会議録

平成 25 年 6 月 13 日 (木)
午前 10 時～午前 10 時 33 分
第 1 委員会室

出席者氏名

委員長	椎塚俊裕	副委員長	伊藤悦子
委員	深沢幸子	委員	北澤満
委員	岡部洋文	委員	桜井昭洋

出席説明員

総務部長	川村光男	政策推進部長	直井幸男
議会事務局長	佐藤久雄	市長公室長	松尾健治
危機管理監	出水田正志	会計管理者	倉持進
総務課長	石引照朗	税務課長	永井正明
収納課長	岡野雅行	契約検査課長	大竹喜明
危機管理室長	植竹勇	企画課長	龍崎隆
財政課長	飯田俊明	情報政策課長	宮川崇
まちづくり推進課長	青山悦也	会計課長	高野郷美
監査委員事務局長	油原正	契約検査課長補佐	永井悟 (書記)

事務局

議会事務局次長 松本博実

議 題

- 議案第 6 号 平成 25 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算 (第 2 号) の所管事項について
- 議案第 8 号 龍ヶ崎市職員の給与の臨時特例に関する条例について
- 議案第 9 号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について

椎塚委員長

開会に先立ちまして委員の皆様申し上げます。本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで、傍聴の皆様一言申し上げます。会議中は、静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより、総務委員会を開会いたします。本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、議案第6号の所管事項、議案第8号、議案第9号、議案第10号の4案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。はじめに、議案第6号「平成25年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）の所管事項について」執行部から説明願います。

直井政策推進部長

それでは、議案第6号、平成25年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）の所管事項について、ご説明申し上げます。議案書別冊をお開け頂きたいと思っております。今回の補正予算の概要について、最初にご説明したいと思います。歳入の主なものにつきましては、平成25年度、国の補助採択によります道路補修工事7路線でございますが、この工事にかかります社会資本交付金、そして起債の増額を計上しものであります。歳出の主なものにつきましては、これも平成25年度の国の補助採択によります道路改良事業の増加、そして子宮頸がん、小児肺炎球菌の定期接種に伴います組み換え、大人の風疹への対応予算等が主なものであります。

それでは、所管事項について、ご説明いたしたいと思っております。別冊1ページをお開け頂きたいと思っております。第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,433,069千円とするものでございます。6ページをお開け頂きたいと思っております。まず、歳入でございます。19番の繰越金でございます。一般会計の繰越金4,951千円を財源調整のために計上したものであります。

続きまして歳出でございます。8ページをお開け頂きたいと思っております。一番上の7番電子計算費でございます。コードナンバー01003300地域情報化推進費でございます。この補正につきましては、東部出張所、長山コミュニティセンター、龍ヶ崎西地区コミュニティセンターのイントラ回線が大変つながりにくい状況になっております。この為、現在、無線でイントラ回線をつなげておりますが、有線に変更するための費用でございます。12番役務費は通信運搬費としまして、542千円、これは光回線の通信料、それと手数料として86千円、NTTへの回線設置の手数料でございます。役務費合計で628千円でございます。13番委託料は地域イントラネットシステム修正として、400千円を計上しまして、地域情報化推進費としまして、1,028千円を計上するものであります。

以上でございます。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

地域情報化推進費ですが、よくわからないんですよ。どういうシステムなのかご説明下さい。

宮川情報政策課長

現在、龍ヶ崎市の職員が使っている端末、パソコン、イントラネットシステムについてですが、そこにはメールやインターネットの閲覧や、そういうシステムなんです。それを龍ヶ崎市内のコミュニティセンターにつないでおります。これは平成14年度に無線で電波を飛ばしてシステムをつないでいたのが当初です。ここ数年、十年以上経過しまして、無線機器等が老朽化してございまして、それを光回線、ビジネスイーサワイドというNTTの光回線サービスがありますけど、メールとかやりとりするのもつながらないという状況の東部出張所、長山コミュニティセンター、龍ヶ崎西地区コミュニティセンターに切り替えるための諸費用でございます。

深沢委員

他のところもつながっているんですか。

宮川情報政策課長

昨年も、その前も随時、通信状況が悪い地区については、今回と同じように当初予算であったり、急遽壊れた

ものは補正予算で無線から光回線に切り替えを行っています。残り数施設については、まだ無線で使っているコミュニティセンターがあります。もう 10 年過ぎましたので、いつつながらなくなってもおかしくない状況でありますので、延命ははかりますが、切り替えしていかなければいけない状況であります。

深沢委員

その場所は、東部出張所、長山コミュニティセンター、龍ヶ崎西地区コミュニティセンターに比べればつながりがいいということですか。

宮川情報政策課長

まだ通信は出来ています。無線ですので、遠い地区や環境の変化でビルが出来たとか、そうするとそこで遮られたりしますので、そういう地区は随時、切り替えを行っています。

深沢委員

場所をお聞かせ下さい。

宮川情報政策課長

まだ、無線を使用しているのは、八原、松葉、長戸、大宮のコミュニティセンターは、まだ当時のままでございます。それ以外のコミュニティセンターは光回線に切り替えております。

椎塚委員長

他にございませんか。別にないようですので採決いたします。議案第 6 号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 8 号「龍ヶ崎市職員の給与の臨時特例に関する条例について」、議案第 9 号「龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について」及び、議案第 10 号「教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について」の 3 案件については、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、所要の改正が行われるものであります。関連しておりますので、一括して説明を受け審査を行い、採決は、別々に行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部から説明願います。

川村総務部長

それでは議案第 8 号から 10 号までについては関連がありますので、一括してご説明させていただきます。まず、議案第 8 号「龍ヶ崎市職員の給与の臨時特例に関する条例について」であります。議案書の 1 ページから 4 ページになります。これにつきましては、平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月末までの間におきます国家公務員の給与減額支給措置を踏まえまして、当市では平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における一般職の職員の給料月額を昇級の職務の級が 2 級以下の職員にありましては、3.39%、3 級から 6 級までの職員にありましては、5.52%、7 級の職員にありましては、6.94%減額するなどの措置を講ずるため市職員の給与に関する条例の特例を定めるものであります。この理由についてであります。国が削減しております地方交付税、この減額分を補填する考え方、そして市民サービスを維持して、その財源を確保する観点から給料の減額によって対応しようとするものであります。総務省の試算によりますと、その額は 91,000 千円であります。特別職とあわせまして、この額を確保したいと考えております。また、この額を確保することによりまして、ラスパイレス指数についても 100 を確保できるものであります。なお、この措置については、給料が基本でありまして、手当には反映させないものであります。条文の関係ですが、まず、第 1 条につきましては、趣旨であります。国家公務員の臨時特例に関する法律を踏まえて、特例期間において、一般職員に属する職員の給与の支給額を減額するものであります。第 2 条につきましては、支給減額率の割合を規定しているところであります。

続きましてページをめくっていただいて、第 3 条から第 4 条、第 5 条、第 6 条であります。これにつきましては、「育児休業に関する特例」、「勤務時間、休暇等の特例」、「公益的法人等の特例」そして、第 6 条につ

いては、一般職の任期付職員の採用等に関する特例ということで、いずれも読み替えて適用するものであります。次に4ページには端数計算を規定しまして、付則では施行日を規定しまして、平成25年7月1日より施行するものであります。

続きまして、議案第9号「龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について」であります。議案書5ページ、議案第9号、議案第10号に対する新旧対照表がありますが、この1ページをご覧ください。これにつきましては、市長及び副市長の給料月額については、平成23年7月1日から平成26年1月17日までにおいて、市長10%、副市長6%の減額措置を講じているところであります。議案第8号と同様に国家公務員の給料減額及び支給措置を踏まえまして、平成25年7月1日から平成26年1月17日までの間におきまして、市長及び副市長の給料月額を、それぞれさらに10%減額するため所要の改正を行うものであります。これによりまして、市長が月額834千円から750千円に、副市長が701千円から630千円に、それぞれ改正するものであります。なお、期末手当、退職手当には適用しないとするものであります。

続きまして、議案第10号「教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について」であります。議案書で6ページ、そして新旧対照表で2ページであります。これにつきましても、平成23年7月1日から平成26年1月17日までにおいて、4%の減額措置を既に講じている教育長の給料月額について、議案第9号と同様に平成25年7月1日から平成26年1月17日までの間におきまして、さらに10%減額するため、所要の改正を行うものであります。教育長の給料月額を657千円から591千円に改正するものであります。なお、これにつきましても期末手当、退職手当には適用しないとするものであります。

説明は以上でございます。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員

44市町村ありますが、減額していないところがあります。その辺についての見解はどのようにしているのかお伺いします。

石引総務課長

給与の削減につきましては、市町村によって対応がバラバラであります。というのは、元々市町村によっては、これまでやってきている部分というのが反映しているという市町村もございますし、状況によって違っております。詳細につきましては把握しておりませんが、6月7日付けの朝日新聞では、10市町村が6月議会に提案するという情報があります。21の市町村については、6月議会には提案しないということです。これは6月以降にやるということを含めて、6月議会には提出しないという回答のようです。それから検討中といった市町村が13市町村ございまして、各市町村については、そういった状況であります。実施すると言っている市町村についても、減額の率、内容については、かなり差がございまして、当市のように交付税の削減分を補填するという考え方のなかで、率を国に準じないで独自な減額率で出すということもありますし、国の率と同率で減額しているという市町村もあります。状況については、そういったところです。

伊藤委員

行っていない市町村があるということは、私としては、もう少し職員の生活実態などを踏まえてやっていただきたかったと思っているんですけど、先ほどのなかで、市町村それぞれ違いますが、十分今まで削減について対応してきたということもあるということですが、龍ヶ崎市においては、このところ状況がどうだったのかということと、その認識についてお伺いします。

川村総務部長

当市におきましても、これまで行政改革の中で、職員数の削減を実施していきまして、ピーク時から140数人程度、減員してきております。その他、手当のほうで、管理職手当10%の削減してますし、地域手当についても、これまで削減してきた実績がございまして。そういったなかで、やはり自主的な努力部分もありますので、それらも反映させる意味で、今回については、職員の負担を考慮して、最低限であります交付税削減に合わせた形でやらせていただくと、なおかつラスパイレス指数を100にすることによって、100をかなりきっている市町村もあ

りますが、龍ヶ崎市としては100ということで、限界で対応させていただくと、そういう形で今回は実施していきます。

伊藤委員

ラスパイレス指数ですが、国のラスパイレス指数の基準を持ってきたのは、ここ2、3年のところと聞いております。しかも、国の職員の上級職の職員が入っていないところでは、ラスパイレス指数そのものについても、地方6団体の意見では、あいまいではないかということも、言っているわけです。その点については、どのように考えていますか。

石引総務課長

ラスパイレス指数の試算の仕方というのは、今、ご指摘あったように、国においては、部長、局長級においては特別職という考え方のなかで、ラスパイレス指数のなかに入ってきていない職員がかなりいるということは、我々も認識しているところで、ただ、各市町村との全国的な比較をする場合には、ある程度の基準としてとらえなくてはいけないのかなというふうに考えています。それが本当に正しい比較なのかと言われると、それは多少、矛盾を感じるころはありますが、今の状態では、ラスパイレス指数といったもので、国との比較をずっと検討してきておりますので、これは準用していかなければいけないと思っております。以上です。

伊藤委員

地方交付税を削減して、職員給与を引き下げるということは、私から考えると、一種のとんでもないことだと思えます。地方としては財源が厳しいところがあるわけですから、そういうふうに言われてしまうと、やむなくというところがあるんでしょうが、そもそも地方交付税は市民の生活を一定程度確保をするというところにおいて、税収の関係で足りないところには交付するということです。そういうことを考えると、今のやり方というのは、市としてどのように考えているのか改めてお伺いいたします。

川村総務部長

基本的に国の地方交付税削減に強制的になったわけですが、現実的に、これが国会で通りまして、現実的に地方交付税が削減されるという状況ですので、これについては市民に負担させることなく、我々職員の方で、ある程度負担して、それで市民サービスを維持していこうという考えがあります。基本的には地方と国が協議していくのが、あるべき姿だと思います。

伊藤委員

やもなくというようなところ、苦しさというのはわかりますが、実際に削減するところの職員の、本会議ででしたが、9ヶ月の間で、3級から6級で171,090円、7級、部長のところ、270,450円ということですが、幅がありますが、ようするに子育て世帯の人たちではないかと思えます。部長だと、高校生、大学生がいらっしゃるのではないですか。そういうところで27万、それと3級から6級で平均で171千円ですけど、この辺のことについての、職員に大変さを押し付けることになるかと思えますが、その辺のことについては生活実感として、どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

石引総務課長

削減されるということは、職員にとっては、厳しいことになると思います。この減額する率を検討する段階で色々シュミレーションしました。例えば一律に減額したり、さらに細かく率を適用させるとか、色々シュミレーションしましたが、その中で特に若年層、若い世代の方々の給料体系については、少し負担を軽減させなければいけないというような考え方がございまして、比率を変えて減額したという考え方であります。7級職になりますと、9ヶ月の間で27万ということで、かなり大きくなりますが、苦渋の選択をしたと市長はおっしゃっていましたが、そういった形で職員にも理解をしていただければならないと思えます。

伊藤委員

最後に基本的なことですが、地方自治体のことですよ。給料を決めることは、その地方自治体のことを国が、交付税を、私は脅かしていると思っちゃいますが、それを踏まえて削減しろと言ってくるのは、地方行政に対しての介入だと思いますが、その辺についてどのように捉えているかお伺いいたします。

石引総務課長

さきほど部長からお話ありましたが、地方自治として、職員の給料については地方が主体となって考えていかなければいけないという部分が当然のことでありまして、6団体からの意見もあります。地方自治の根幹にかかる部分であって、国が関与することは、問題があると言いますか、そういうような意見を出しております。たしかにそういうことだと私も思っております。先ほどもありましたが、そういった協議をしていただくことが、一方的なことではなくて、必要だったかと思っております。

伊委藤員

必要だったと思いながらも、強行するというわけですね。

石引総務課長

実質的に交付税が減額されることになると、市民サービスの部分で不足してしまい、どこかで削らなければいけなくなりますので、それを職員の給料でということを決行します。

伊委藤員

苦渋の選択といいますが、この間、職員は人員も削減されたし、給料の削減もされているわけです。前々回の質問のなかでも、この10年間で60万から70万、給料が減らされています。また、震災の中で必死になって仕事をしてきたというなかで、国の言うとおりの給料削減については、職員の人たちにとって、とてもじゃないけど受け入れられないことだと考えますので、この件については反対したいと思います。

桜井委員

この件で水戸市と土浦市はどういう対応していますか。

石引総務課長

水戸市については、はっきりしていない状況で確認はしておりません。検討中というお話でした。土浦市においては6月議会には出さないということで、実施しない方向なのか、その辺も担当者レベルで話をすると微妙な回答ですが、やらない方向なのかなと感じています。

桜井委員

41市町村あるけども、給料の問題はもちろんのこと、自治基本条例や、なんでも、さやっぼみたいな、市町村が人気とりにやるやつ、それは参考にしないで、水戸市や土浦市など、伝統あるところが行ったら、それに従う。昭和15年とかに市になっている伝統的なところ。龍ヶ崎市は8番目だけ。そういうところも参考にしなければ、何でも、さやっぼ飛びついて、流行者みたいに行っちゃいけない。水戸市や土浦市、日立市を参考にして、そういう伝統あるところが行ったら実施するという考え方がなければ、あんまり反応しなで、もう少し歴史と伝統を尊重して行く方がいいと思います。

椎塚委員長

まず、議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

ご異議がありますので、挙手採決といたします。議案第8号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成多数であります。

よって本案は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第10号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。
これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。